

京都府新型コロナウイルス感染症に関する部局長会議

令和2年1月28日（火）午後4時～
京都府職員福利厚生センター会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況について
- (2) 国の対応状況等について
- (3) 京都府の対応等について

3 閉 会

新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

【報道】

※令和2年1月28日12時30分時点

		中国 本土	タイ	韓国	台湾	米国	ベトナム	シンガ ポール	フランス	オースト ラリア	マレー シア	ネパー ル	カナダ	カンボ ジア	スリラン カ	ドイツ	日本	合計
患者		4,530人	8人	4人	5人	5人	2人	5人	3人	5人	4人	1人	1人	1人	1人	1人	4人	4,580人
死亡		106人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	106人

単位:人

【厚生労働省公表】

※ 令和2年1月27日 正午時点

		中国	タイ	韓国	台湾	米国	ベトナム	シンガ ポール	フランス	オースト ラリア	マレー シア	ネパー ル	カナダ
患者		2,744人	8人	4人	4人	5人	2人	4人	3人	4人	4人	1人	1人
死亡		80人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

単位:人

		日本	合計
患者		4人	2,788人
死亡		0人	80人

国内発生例の状況

年齢性別	発症日	公表日	入国日	患者の状況	接触者等の調査
1例目 30代男性	1月3日	1月16日	1月6日	軽快	濃厚接触者38人は全て特定し、健康観察は24日で終了
2例目 40代男性	1月14日	1月24日	1月19日	軽快	濃厚接触者20人は全て特定し、健康観察中。現時点で他に感染者は確認されていない。
3例目 30代女性	1月21日	1月25日	1月18日	現在症状なし	感染者の行動歴について調査が進められており、現時点で他に感染者は確認されていない。
4例目 40代男性	1月23日	1月26日	1月22日	現在症状なし	感染者の行動歴について調査が進められており、現時点で他に感染者は確認されていない。

検査実施状況: 1月27日正午現在で計14件の検査を実施。うち4例が陽性で、残り10例は陰性。

指定感染症及び検疫感染症について

指定感染症：既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの（感染症法第6条）

検疫感染症：国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの（検疫法第2条第3項）

	これまでの対策	指定感染症、検疫感染症に指定した場合、実施可能となる措置
国内対策	(1) 診療 地方自治体や医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発症して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルス感染症を念頭にといった診療を行うよう依頼。 (2) 報告・検査 医療機関において原因不明の肺炎患者を診察した場合に保健所に報告の上、国立感染症研究所で検査を行う制度（疑似症サーベイランス）の運用 (3) 濃厚接触者の把握 国内で確認された感染者1名の濃厚接触者を特定し、健康状態の確認を実施	① 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供 ② 医師による迅速な届出による患者の把握 ③ 患者発生時の積極的疫学調査（接触者調査）
検疫	(1) 発熱の確認（サーモグラフィ） (2) 自己申告の呼びかけ	質問、診察・検査、消毒等が可能となる。

新型コロナウイルス感染症の指定感染症への指定に伴う取扱いの変更

告示日：令和2年1月28日

施行日：令和2年2月 7日

指定対象：新型コロナウイルス感染症

指定期間：施行日から1年を経過する日までの間

これまで	指定感染症指定後	感染症法の適用条項
	疑似症患者を新型コロナウイルス感染症の患者とみなし、規定を適用	第8条第1項
疑似症定点指定医療機関の医師が疑わしい患者を診察した場合の届出	患者（無症状病原体保有者を含む。）を診察した医師による届出（届出医療機関を問わない）	第12条
疫学調査、検体の採取、検査の実施	変更なし	第15条
情報の分析、公表	変更なし	第16条
医師等への協力の要請	変更なし	第16条の2
	検体の提出等の勧告、勧告に従わない場合の検体の採取の措置	第16条の3
	感染が疑われる者への健康診断の勧告、勧告に従わない場合の健康診断の実施	第17条
	患者に対する就業制限の通知	第18条
	患者に対する入院の勧告及び従わない場合の入院、並びに、入院の延長、移送、退院等。	第19条から第24条まで
	検査機関等からの検体の提出命令、応じない場合の収去	第26条の3、第26条の4
	病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ属・昆虫等の駆除、設備等の消毒・廃棄等の命令、応じない場合の市町村又は府による消毒	第27条から第29条まで
	死体の移動制限、禁止、埋葬	第30条
	第26条の3から第30条までの措置を実施するために必要な場合の質問及び調査	第35条
	第26条の3から第30条までの措置を実施する場合の書面による通知（緊急時を除く。）	第36条

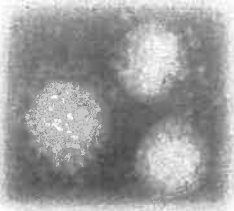
○感染症予防法の対象となる疾病の概観

分類	実施できる措置等	分類の考え方	指定方法
一類感染症 [エボラ出血熱、ペスト等] (疑似症患者、無症状病原体保有者も適用あり)	・対人：原則入院 ・対物：消毒等の措置 (例外的に、建物への措置、交通の制限等の措置もあり)	・人から人に伝染する疾病であること ・その感染力と罹患した場合の病態の重篤性から危険性を判断	法律
二類感染症 [急性灰白髄炎、結核等] (一部、疑似症患者も適用あり)	・対人：状況に応じて入院 ・対物：消毒等の措置		
三類感染症 [コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症等]	・対人：特定職種への就業制限 ・対物：消毒等の措置		
四類感染症 [A型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱等]	・動物への措置を含む消毒等の措置	・動物、物件を介して人に感染する疾病であること ・国民の健康に影響を与えるおそれあり	法律 + 政令
五類感染症 [インフルエンザ、後天性免疫不全症候群等]	・国民や医療関係者への情報提供によって発生・拡大を防止すべき感染症	・国民の健康に影響を与えるおそれあり	法律 + 省令
新型インフルエンザ等感染症	二類感染症相当の措置を実施することと もに、政令により一類感染症相当の措置 も可能とする。また、報告の公表、感染 した者に対する健康相談、都道府県知 事からその要請、外出の報告、検疫所長との連 携強化を行う。	① 新型インフルエンザ (新たに人から人へ伝染する能力を有することとなったウィルスを病原体とするインフルエンザで、一般に国民には免疫がない) ② 再興型インフルエンザ (かつて世界の規模で流行したインフルエンザで、あるものとして厚生労働大臣が定める期間が経過しているもので、一般に現在の国民の大部分には免疫がない) このため、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの	法律 (②は告示)
指定感染症 (1年間に限定した指定) (疑似症患者、無症状病原体保有者も適用あり)	・既知の感染症のうち、一～三類に分類されない感染症について、一～三類感染症に準じた対人、対物措置を実施 (適用する措置は政令で限定)	・既知の感染症と同程度の危険性を有すること ・一～三類感染症と同等の危険性を有すること	政令
新感染症 ・当初：都道府県知事が厚生労働大臣の指導・助言を得て又は指示を受けて応急対応する感染症 ・症状等の特定が可能となった段階：政令による指定を行い対応する感染症 (要件は随時見直し)	厚生労働大臣が都道府県知事に対し、対応について個別に指導・助言を行う 一類感染症に準じた対応を行う	・人から人に伝染すると認められること ・既知の感染症でないこと ・伝染力と罹患した場合の重篤性から判断した危険性が極めて高いこと	当初は厚生労働大臣の指導・助言及び指示 ↓ 政令

コロナウイルス感染症について

- 中国湖北省武漢市において、昨年12月以降、病原体不明の肺炎患者が発生し、後にそれが新型のコロナウイルスによるものと判明した。
- コロナウイルスとは、一本鎖(＋鎖)RNA※で構成されたウイルスである。
※二重らせんを形成していないRNA
- コロナウイルスには、いわゆる風邪の原因となる4種 (HCoV-229E, HCoV-OC43, HCoV-NL63, HCoV-HKU1) と、重症肺炎を引き起こす2種 (SARS-CoV, MERS-CoV) が知られている。
- 表面に存在する突起が王冠(crown)に似ていることから、ギリシャ語にちなみコロナcoronaと名付けられた。

<コロナウイルス>



感染経路		臨床症状	治療・予防
・ HCoV-229E ・ HCoV-OC43 ・ HCoV-NL63 ・ HCoV-HKU1	○ 咳、飛沫、接触による感染。	○ 潜伏期間は2～4日。 ○ 主に鼻炎、上気道炎、下痢等を引き起こす。 ○ 通常は重症化しない。	<治療> ○ 特定の治療法はなく、対症療法で治療。 <予防> ○ 有効なワクチンはない。 ○ 手指や呼吸器の衛生、食品衛生の維持を心がける。 ○ 咳、くしゃみなどの呼吸器症状を示す人との密接な接触を避ける。
・ SARS-CoV ・ MERS-CoV	○ SARSは上記に加えて、えんにも注意。	○ 潜伏期間は2～10日 (SARS-CoV)、2～14日 (MERS-CoV)。 ○ 上記症状に加えて、 ・ SARSでは高熱、肺炎、 ・ MERSでは高熱、肺炎、腎炎を起こしうる。	

京都府の主な取組について

令和2年1月28日現在

1 府内における感染拡大防止に向けた対策の強化

(1) 医療及び診療体制

- 医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり呼吸器症状を呈して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルス感染症を念頭においた診療を行うことについて通知（通知発出1月8日、1月16日、1月24日）
- 第一種及び第二種感染症指定医療機関に対して、緊急連絡体制を確認（1月24日）
- 外国語対応が可能な医療機関（34カ所）に対し、疑い患者が受診した場合の適切な対応について周知（通知発出1月27日）
- 医療機関に対し、指定感染症の指定を踏まえた診療、感染症法に基づく届出、検査体制等について周知予定

(2) 検査・報告

- 医療機関に対し、疑わしい患者が受診した場合、保健所に情報提供を行うことについて通知
- 保健所に対し、医療機関から報告があった場合の疫学調査の実施及び国立感染症研究所での検査実施について通知（通知発出1月8日、1月16日、1月24日）
- 国立感染症研究所と連携し、保健環境研究所と京都市衛生環境研究所との協力による検査体制を速やかに整備予定

(3) 宿泊施設、社会福祉施設等への注意喚起

- ホテル・旅館等の宿泊施設、高齢者施設・保育所等の社会福祉施設に対し、施設利用者の健康状態への留意、疑わしい症状のある方への受診勧奨、施設内における感染防止対策の実施について通知（通知発出1月22日）
- 旅行業、観光協会等への注意喚起を実施（通知発出1月22日）
- 市教委・学校へ新型コロナウイルス関連情報を提供（通知発出1月22日、1月23日）
- 咳エチケットや手洗い等の感染症対策等について児童生徒・保護者・教職員に周知（通知発出1月27日）
- 引き続き、施設における感染防止対策について周知徹底

2 府民への情報提供

- 府ホームページにおいて、新型コロナウイルス関連肺炎の発生について掲載し、手洗いの励行等の感染防止対策、武漢市からの帰国者に対する受診時の注意事項を周知（1月6日～ 随時更新）
- ツイッターによる情報発信（1月24日～）
- 引き続き、ホームページやツイッターで適時・適切な情報提供を実施
- 府庁及び各保健所の電話相談窓口の設置にむけ準備中

3 武漢からの特別便で帰国する方への対応

- 発症者、発症の疑いのある方の府立医大附属病院等感染症指定医療機関での受入
- 保健所等での健康相談の実施

4 訪日外国人への情報提供

- 府ホームページにおいて、英語及び中国語で感染防止対策及び発熱等があった場合の受診方法について周知（1月24日）
- 引き続き、宿泊施設や商工団体等と連携し注意喚起を行うなど、適時・適切な情報提供を実施

新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策

改訂 2020 年 1 月 21 日

国立感染症研究所

国立国際医療研究センター 国際感染症センター

1. はじめに

2019 年 12 月以降、中国湖北省武漢市から新型コロナウイルス感染症の患者が断続的に報告されている。

ここでは、新型コロナウイルス感染症を疑う場合と、積極的疫学調査で接触者と同定されたものが発症し検査対象となった場合を述べる。感染予防策については共通である。

なお、内容については 1 月 21 日 10 時現在における情報を基に作成しており、今後、最新の情報を基に変更されることがある。

2. 新型コロナウイルス感染症の疑い例のスクリーニング

発熱または呼吸器症状を訴える患者に対して、以下の有無を聴取する。

(ア) 武漢市への渡航歴

(イ) 「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触

3. 新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義

以下の I および II を満たす場合を「疑い例」とする。

I 発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状を有している。

II 発症から 2 週間以内に、以下の (ア)、(イ) の曝露歴のいずれかを満たす。

(ア) 武漢市への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

4. 新型コロナウイルス感染症の確定例・疑い例に対する感染対策

急性呼吸器感染症患者の診察時には標準予防策、つまり呼吸器症状を呈する患者本人にはサージカルマスクを着用させることを原則とし、医療従事者は、診察する際にサージカルマスクを含めた標準予防策を実施していることを前提とする。

そのうえで、新型コロナウイルス感染症患者の確定例、疑い例を診察する場合、

I 標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行う。

II 診察室および入院病床は個室が望ましい。

III 診察室および入院病床は十分換気する。

IV 患者の気道吸引、気管内挿管の処置などエアロゾル発生手技を実施する際には空気感染の可能性を考慮し N95 マスク、眼の防護具 (ゴーグルまたはフェイスシールド)、長袖ガウン、手袋を装着する。

V 患者の移動は医学的に必要な目的に限定する。

なお、新型コロナウイルス感染症患者の確定例、疑い例、または検査対象者が受診する医療機関においては、診察に関わらないがこれらの患者と対面する可能性のある職員（受付、案内係、警備員など）の感染予防策にも十分配慮する。

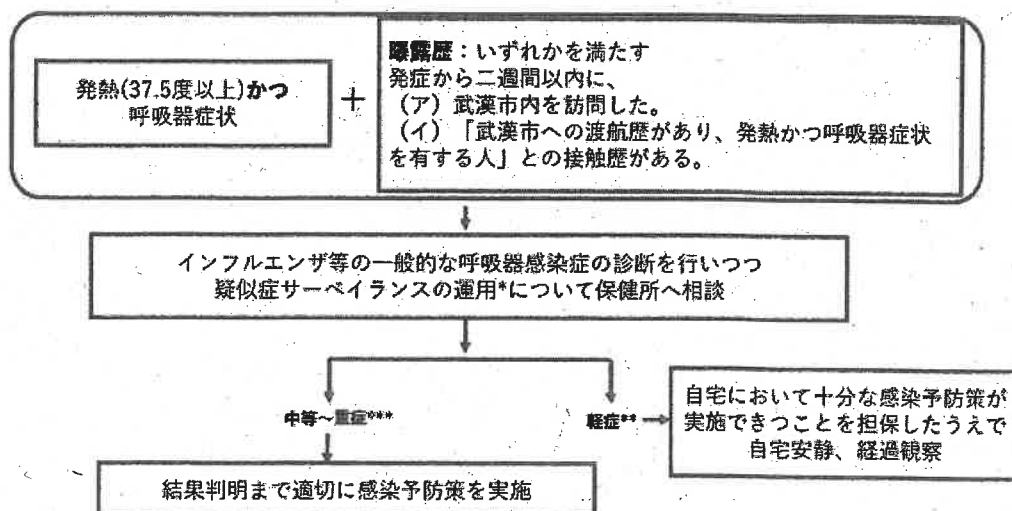
5. 検査や対応の流れ

疑い例については呼吸器症状の程度に関わらず、対応について図1を参照し保健所へ相談する。具体的には、医療機関は、インフルエンザ等の一般的な呼吸器感染症の病原体の微生物学的な検査を行いつつ、疑似症サーベイランスの届出について保健所へ相談する。画像検査などで肺炎と診断された場合には、中等症以上と考えられることから、疑似症サーベイランスにおける「重症」の定義に合致しない場合でも同サーベイランスの届出について保健所へ相談する。その場合は、当該医療機関を所管する保健所に報告したうえで必要時「2019-nCoV 感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル (<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/9325-manual-200121.html>)」を参考に検体採取を行う（図1）。

患者（確定例）の入院適応については、感染症法上の入院の措置には該当せず、当面、医学的適応（医学的な加療の必要性）に従い、医療保険において加療を行う。

入院適応がないと判断された患者（確定例）については、自宅において十分な感染対策が実施できることを担保した上で、自宅安静とする。自宅において十分な感染対策が実施できない場合は、別途保健所との相談となる。入院適応がないと判断された患者（確定例）については、症状増悪時の対応（保健所に連絡した上での医療機関の再診）について、患者（確定例）本人と、必要時家族にも、十分に説明を行った上で、保健所が経過を観察する。

（「新型コロナウイルスによる感染症患者の退院及び退院後の経過観察に関する方針」（<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9314-ncov-200117-2.html>））。



* 2019-nCoVの検体採取については別途「2019-nCoV感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」を参考

**医学的な判断により入院を判断

***肺炎と診断された場合には中等症以上とし、疑似症サーベイランスを運用について保健所へ相談する。

図 1. 新型コロナウイルス感染症の疑い例における検査・対応

6. 新型コロナウイルス感染症の患者（確定例）および新型コロナウイルス関連肺炎疑い患者との接触者への対応

新型コロナウイルス感染症の患者（確定例）または新型コロナウイルス関連肺炎を疑う患者との接触者は「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領 <https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9323-ncov-200121-1.html>」にもとづき検査を実施する。その場合の検査や対応の流れを図 2 に示す。「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」における検査対象者（以下、検査対象者）を診察する場合の感染対策は、上記 4. に準ずる。

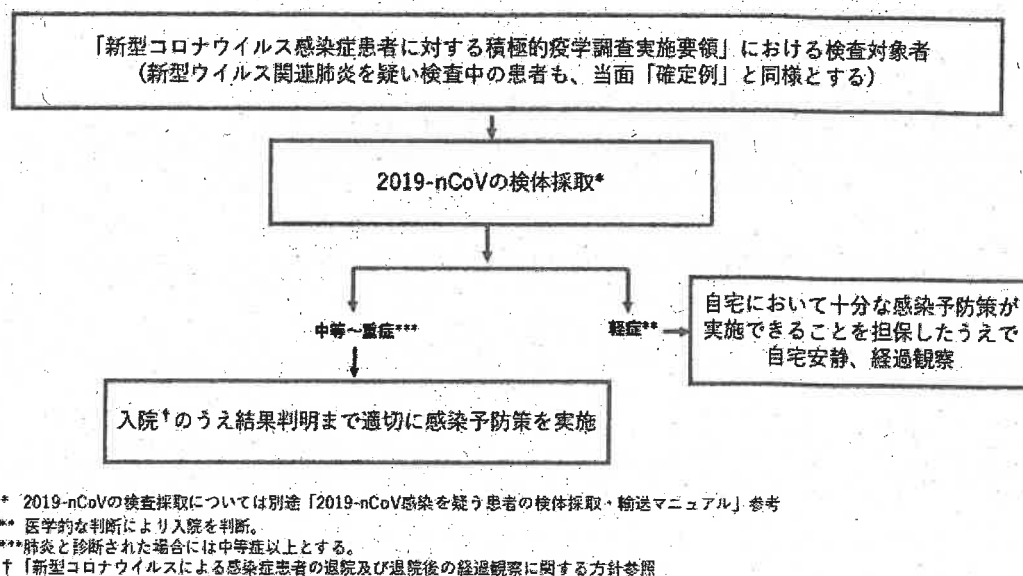


図 2. 検査対象者における検査・対応

参考：

1. 中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について、厚生労働省 健康局 結核感染症課。
2. 新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について、厚生労働省 健康局 結核感染症課。
3. 原因不明の肺炎－中国、厚生労働省検疫所 FORTH。
4. 新型コロナウィルス感染の肺炎 疫学知識問答、武漢市卫生健康委員会、(<http://wjw.wuhan.gov.cn/front/web/showDetail/2020011509040>)
5. Coronavirus. World Health Organization. (<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>)